

大山崎町教育委員会議事録

—令和3年 教育委員会 2月定例会—

大山崎町教育委員会

令和3年 教育委員会2月定例会 議事録

1. 日 時 令和3年2月22日(金)

開会 午前9時34分 閉会 午前10時

2. 場 所 大山崎町役場 3階中会議室

3. 議 事

日程第1 前回会議録の承認について

日程第2 諸報告について

日程第3 (第1号議案) 第3期大山崎町教育振興基本計画の策定について

日程第4 (第2号議案) 令和3年度小学校使用教科用図書のうち学校教育法
附則第9条に規定する教科用図書の採択について

日程第5 その他

4. 出席委員

教育長職務代理者 榎 本 和 彦

委 員 岡 弘 子

委 員 馬 場 信 行

委 員 吉 川 栄 一

5. 欠席委員

なし

6. 事務局

教育次長、学校教育課長、生涯学習課長、生涯学習課参事兼歴史資料館長、生涯学習課主幹兼文化芸術係リーダー、生涯学習課主幹兼生涯学習・スポーツ振興係リーダー、体育館長、書記(学校教育課参与)

7. 傍聴者

なし

会 議 内 容

教育長職務代理者 ただ今から、令和3年大山崎町教育委員会2月定例会を開会します。本日の議事日程は、お手元に配布いたしましたとおりです。

これより日程に入ります。

日程第1、前回会議録の承認について、を議題といたします。

前回の会議録につきましては、既に各委員に署名をいただいておりますので、承認することといたします。

日程第2、諸報告を行います。

まず、私から報告させていただきます。

【教育長職務代理者報告について説明（資料のとおり）】

次に、各所管課分の報告をお願いいたします。

事務局 【学校教育課事業について説明（資料のとおり）】

事務局 【生涯学習課事業（生涯学習・スポーツ振興係、文化芸術係、中央公民館、歴史資料館、大山崎町体育館）について説明（資料のとおり）】

教育長職務代理者 ありがとうございました。
ただいまの報告に対する質疑がありましたら、発言をお願いします。

委員 例年であれば、学校教育課の事業報告に「3月」の事業予定が記載されており、卒業式などの日程が記載されていたように思いますが。

事務局 卒業式等の予定については、この後、その他の報告の中で申し上げたいと思います。

教育長職務代理者 それでは他に質疑もないようですので、以上で諸報告を終わります。

次に日程第3（第1号議案）第3期大山崎町教育振興基本計画の策定についてを議題とします。

第1号議案につきまして、事務局から報告をお願いします。

事務局

(第1号議案)第3期大山崎町教育振興基本計画の策定についての説明をいたします。

配付資料の10ページをお願いいたします。

議案書下段の提案理由にもありますように、本議案につきましては、教育基本法第17条第2項の規程に基づき、第3期大山崎町教育振興基本計画の策定をするため提案をしております。

前期となる第2期大山崎町教育振興基本計画は、町の教育大綱を兼ねておりましたが、現在教育長が不在であることから、今期については、4月以降にあらためて総合教育会議を開催のうえ教育大綱を策定したいと考えております。

計画の策定内容につきましては、前もってご説明したとおりでありますので省略させていただきますが、ご指摘をふまえた修正箇所を申し上げます。

表現に違和感を覚えるとご指摘のあった不登校児童生徒の課題に向けた取り組みについての文章表現を修正しております。

また、「小中一貫校」に向けた記述があるべきではないかのご指摘があった点については、現状からみた今期5年間の計画期間の中では記載を見送ることといたしました。しかし、本件についても4月以降に策定予定の教育大綱には修正を加える可能性もあるものと考えております。

以上で、第1号議案の説明を終わります。

教育長職務代理者

ただいま説明のありました第1号議案について、質疑を行います。質疑のある委員はおられませんか。

委員

計画期間が5年とのことですが、たいへん長いと思います。状況等によって、期間の途中で改定することは可能なのですか。これまでにそういった事例はありましたか。

事務局

これまでに例はありません。しかし情勢等の変化によって改定の必要が生じることは想定されますので、可能と判断しております。

教育長職務代理者

他になければ質疑を終結し、討論を行います。

討論を終結し、採決を行います。

第1号議案第3期大山崎町教育振興基本計画の策定について、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(挙手全員)

教育長職務代理者

挙手全員であります。

従って、第1号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第4（第2号議案）令和3年度小学校使用教科用図書のうち学校教育法附則第9条に規程する教科用図書の採択についてを議題といたします。

第2号議案について、事務局に説明を求めます。

事務局

（第2号議案）令和3年度小学校使用教科用図書のうち学校教育法附則第9条に規程する教科用図書の採択について、ご説明いたします。

学校教育法附則第9条の規程により、小学校及び中学校の特別支援学級では、児童生徒の障害の状態や指導計画をふまえ、当該学年用の文部科学省検定済み教科書を使用することが適当でない場合は、教育委員会の採択に基づき、次のような教科用図書を使用できるとされています。

ひとつには、文部科学省検定済み教科書の下学年用、二つには文部科学省著作教科書、三つに一般図書であります。

そこで、本町小学校におきまして、議案資料として12ページの一覧表に掲載しております一般図書を使用したく、教育委員会の採択を求めるものであります。

審議の参考として、一般図書採択理由書を本日お手元の別綴じで配付しておりますので、ご参照いただきますようお願いいたします。

なお、一般図書採択理由書につきましては、本日の審議終了後は回収することとしております。

説明は以上であります。ご審議賜りまして、採択いただきますようお願いいたします。

教育長職務代理者 ただいま説明のありました第2号議案について、質疑を行います。
質疑のある委員はおられませんか。

委員 この教科用図書の対象となるのは新しく入級される児童になるのですか。

事務局 在籍児童が対象です。

委員 対象は1名ですか。

事務局 対象は2名です。

教育長職務代理者 他になれば質疑を終結し、討論を行います。

討論を終結し、採決を行います。

(第2号議案) 令和3年度小学校使用教科用図書のうち学校教育法附則第9条に規程する教科用図書の採択について、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(挙手全員)

教育長職務代理者 挙手全員であります。
従って、第2号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第5 その他を議題といたします。
事務局に説明を求めます。

事務局 私からは3点についてご報告いたします。

まず、教育長職務代理者あてに申し入れ書の提出がありましたので、そのご報告をいたします。部落解放同盟京都府連合会委員長及び部落解放同盟山城地区協議会議長の連名によるもので、2月12日付けで発出のあった文書であります。

内容は、卒業式や入学式などで日の丸や君が代を強制しないこと、卒業証書は希望者に対しては西暦で発行すること、学校施設等での日の丸の常時掲揚を中止することなどとなっており、昨年も同様の申し入れがありま

したのでご報告いたします。特に対応等の回答は求められておりませんが、教育委員会あての申し入れ等があった際には、委員の皆様への報告とさせていただきます。

次に、令和3年度の町立小中学校の儀式的行事の日程のお知らせをいたします。内容は、小中学校ごとの入学式、卒業証書授与式、始業式、終業式の日程で、別途お手元に配付いたしましたとおりになっております。

最後に、本年度の町立小中学校の卒業証書授与式についてであります。口頭のみのご報告になりますが、中学校は3月15日午前9時30分開式、両小学校は3月19日午前9時30分開式の予定となっております。

本来でしたら、各教育委員の皆様にご臨席の案内を申し上げるところですが、昨年に引き続き、新型コロナウイルス感染拡大防止の徹底のため、式典内容を縮小するとともに、来賓を町長、教育長職務代理者、PTA会長に限定させていただくこととしておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

教育長職務代理者

ただいまの報告に対して、各委員からの質疑はありませんか。

最後に、この他に各委員からのご発言がありましたら、お願いします。

ないようですので、以上で本日の日程は、すべて終了いたします。

これをもって令和3年大山崎町教育委員会2月定例会を閉会いたします。お疲れ様でした。

大山崎町教育委員会会議規則第17条第2項の規定により、ここに署名する。

令和3年2月26日

教育長職務代理者 榎本和彦(署名)

委員 岡弘子(署名)

委員 馬場信行(署名)

委員 吉川栄一(署名)

書記 堀井正光(署名)